

高島市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和4年度定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年2月6日

高島市監査委員 多胡 豊章

高島市監査委員 早川 康生

1. 監査の期間

令和4年9月12日から令和5年2月2日まで

2. 監査執行年月日、監査執行対象機関名および監査実施場所

監査執行年月日	監査執行対象機関名		監査実施場所
令和4年11月17日	教育委員会 事務局 教育総務部	市民スポーツ課、国スポ・障スポ大会推進課、高島市民会館、藤樹の里文化芸術会館、ガリバーホール、文化財課、資料館、中江藤樹記念館、教育総務課、社会教育課、地域教育連携室、各公民館、図書館	市役所本館1階 会議室2
令和4年11月18日	小中学校	高島小学校	高島小学校 会議室
		高島中学校	高島中学校 会議室
令和4年12月22日	教育委員会 事務局 教育指導部	学事施設課、学校教育課、教育相談・課題対応室、教育研究所、教育支援センター スマイル、学校給食課、各給食センター	市役所本館1階 会議室2
	健康福祉部	訪問看護ステーション	訪問看護ステーション
	高島市民病院	介護老人保健施設 陽光の里	高島市民病院 会議室
令和4年12月26日	健康福祉部	健康推進課、コロナワクチン対策室、障がい福祉課、社会福祉課、くらし連携支援室、長寿介護課、地域包括支援課	市役所本館1階 会議室2
令和4年12月27日	子ども未来部	子育て支援課、子ども家庭相談課、少年センター・あずくる高島、児童発達支援センター	市役所本館1階 会議室2
		静里なのはな園	静里なのはな園 会議室

監査執行年月日	監査執行対象機関名		監査実施場所
令和5年1月18日	都市整備部	土木課、国県事業対策課、都市政策課、上下水道課	市役所本館 1階 会議室 2
令和5年1月19日	農林水産部	農村整備課、森林水産課、農業政策課	
	農業委員会事務局		
	消防本部		消防本部会議室

3. 監査の範囲

前年度の定期監査の基準日から今年度の定期監査基準日までの1年間の財務に関する事務の執行等について監査を実施した。

4. 監査の方法

本年度の監査計画および定期監査実施計画に基づき、監査の対象となる各機関に対し、あらかじめ資料の提出を求め、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

また、次の事項を重点的に監査を実施した。

- (1) 変更契約における契約の妥当性と適正な運用について
- (2) 債権管理マニュアルに沿った適正な運用について

なお、次の機関については、書類監査を実施し、実地監査については省略した。

書類監査実施機関名	
小中学校	マキノ東小学校、マキノ西小学校、マキノ南小学校、今津東小学校、今津北小学校、朽木東小学校、朽木西小学校、安曇小学校、青柳小学校、本庄小学校、新旭南小学校、新旭北小学校、マキノ中学校、今津中学校、朽木中学校、安曇川中学校、湖西中学校
子ども未来部	マキノ東こども園、マキノ西こども園、今津東保育園、朽木こども園、古賀保育園、高島こども園、大師山さくら園、マキノ児童館

5. 提出資料

- 1 職員数等調書
- 2 事務分掌表
- 3 重点事務事業調
 - 4-1 請負工事契約状況調
 - 4-2 委託業務契約状況調
 - 4-3 物品購入等契約状況調

- 4-4 土地・建物賃貸借契約状況調
- 4-5 指定管理施設に関する調
- 5 補助金交付状況調
- 6 負担金交付状況調
- 7 過年度収入の処理状況調
- 8 各種団体等事務取扱調
- 9 保管金等調
- 10 公金現金等取扱状況調
- 11-1 過去2か年度の監査結果および意見に対する措置等の状況調（定期監査）
- 11-2 過去2か年度の監査結果および意見に対する措置等の状況調（財政援助団体等監査・行政監査・随時監査）
- 12 懸案その他特に苦慮する業務の概要

<学校給食センターには次の資料を追加>

- 配送先および調理食数

<小中学校には次の資料を追加>

- 学年別学級数・児童生徒数
- 施設の概要
- 寄付採納状況調
- 事故一覧表

<こども園、保育園、児童館には次の資料を追加>

- 園児数および組数等
- 施設の概要
- 寄付採納状況調
- 事故一覧表

6. 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行、または、経営に係る事業の管理について、以下の事項を除き、おおむね適正に行われているものと認められた。以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正に対応されたい。

〈市民スポーツ課〉〈土木課〉

○工事請負契約等の変更契約について

平成29年度の定期監査以降、変更契約の理由について事前調査の徹底を図るように意見しているが、今回の定期監査においても当初設計に含めることが可能であると思われる内容が未だに見受けられた。

工事請負契約等の変更契約は、事前計画、事前調査時には予測できない事情が契約締結後に発生、判明した場合など、妥当な理由がある場合に行い得るものと考えられることから、事前調査の確認を強化されたい。また、やむを得ず変更契約を行う場合には、変更契約が必要となった理由を明確にし、市民にも理解が得られるような変更契約理由を記述するよう努められたい。

〈学校給食課〉

○学校給食用食材の安全性の担保について

学校給食法第9条には、学校給食の適切な衛生管理を図るうえで必要な事項が学校給食衛生管理基準として定められており、設置者は適切な衛生管理に努めることとされている。この基準では学校給食用食品の安全性を確認するための食品の点検を、市教育委員会の責務とし「定期的に原材料及び加工食品について微生物検査、理化学検査を行うこと。」とされており、この基準の運用状況を確認したところ、微生物検査は実施されていたが、理化学検査は実施されていなかった。

これらのことは、微生物検査の実施は、食中毒菌によるリスクが大きいことから重要視されたため、残留農薬等の理化学検査の必要性が十分に認識されていなかったと推察されるが、今後において、学校給食衛生管理基準に則り、理化学検査についても微生物検査と同様に実施をされたい。

また、学校給食では地産地消や食育の観点から地元産野菜を給食用食材として使用が拡大されている状況もあることから、安全性の担保として、食品の検査対象とするとともに、特に基準の解説による生産履歴等の確認事務や生産者等からの必要な情報収集について確実に実施をされたい。

〈長寿介護課〉

○指定管理業務における事業計画書の提出について

指定管理業務を実施している団体に対し、基本協定書第21条では、次年度の事業計画書は10月末までに提出し、上半期の状況報告や大規模修繕等の確認などによる定例会議の開催と計画書および管理業務収支計画書の承認事務が行われることとなっているが、マキノ白谷温泉八王子荘では、この次年度事業報告書の提出が遅延していた事例があった。これらのことは、指定管理業務の運営において必要となる情報共有や次年度の予算措置等に影響を及ぼし、承認事務の遅延に

つながることから、今後は、基本協定書に沿った運用となるよう市への報告を徹底されるよう見直されたい。

〈土木課〉

○高島市河川愛護活動事業交付金の事務について

河川愛護活動は、基本的に、6月～9月の期間に実施され、作業完了後10月31日までに実績報告書に添付資料を添えて市に報告することとなっており、実績報告書の提出があった場合は、審査および必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適当と認められる場合において交付金の額を確定し、交付金の支出にむけた事務を行うこととなっている。

しかしながら、令和4年度の河川愛護活動事業交付金の状況を確認したところ、11月末現在で各自治会等からの実績報告に対し、7月以前に額の確定が行われている70件の自治会等に対し支払事務が完了していない自治会等が22件見受けられた。

これらのことは、交付金の支払い事務が相当遅延している状況が伺え、各自治会等の運営において、経費の支出が伴っていることを考慮すれば、早急な支払が求められる。

今後は、組織内での事務処理体制の強化を図り、適切な交付金事務の運用となるよう改善されたい。

〈国県事業対策課〉〈森林水産課〉

○公金外現金の取扱いについて

各団体等の経理帳簿等を確認したところ、高島市における公金外現金の取扱要領について（通達）に規定されている通帳使用簿による出納保管責任者の決裁がない事例が見受けられた。

当該、公金外現金の不適切な使途はないが、市が団体の経理を担当業務として行う以上、公金同様の取扱いが求められるため、公金外現金の取扱要領に基づいた適正な事務手順となるよう改められたい。

〈農業政策課〉

○指定管理業務における利用者アンケートの実施について

指定管理業務を実施している団体に対し、基本協定書第24条の規定による利用者へのアンケートの実施と市への結果報告および情報共有の徹底を意見してきたが、針畑ルネッサンスセンター、栃もちうまいもの館、鶺川ふれあい農園、平良ふれあいセンターにおいて、アンケート等の実施がなされておらず、市への報告についてもなされていなかった。

これらのことは、利用者の意向が反映されずサービスの低下や事業運営に対し結果の共有・検証を行ううえで、業務改善の重要な指標となることから、今後は利用者アンケート等の実施と市への報告および情報共有について実施を徹底されたい。

以上